大府市下水道事業業務用車両広告募集要項

１　目的

下水道使用料以外の新たな財源を確保するとともに、下水道資産の有効活用及び下水道事業の啓発を図り、市民サービスの向上及び地域経済の活性化に資するため、大府市下水道事業（以下「市下水道事業」という。）が管理する業務用車両への広告掲載を希望する事業者（以下「事業者」という。）を募集します。

２　事業内容

本事業は、事業者が市下水道事業の管理する業務用車両に広告を掲載し、市下水道事業と事業者との間で締結する契約において定める広告料を市下水道事業に納入するものです。

３　規格等

（１）広告媒体

市下水道事業が管理する業務用車両

車種	台数
小型貨物自動車	２台

※詳細は別紙を参照

（２）広告掲載期間

・2026 年１２月１日（火）以降

・広告掲載期間は月単位で設定し、広告物が掲載された日が属する月の翌月（その日が月の初日の場合、その日の属する月）から起算して、３年以内とします。

・広告掲載期間終了後は、掲載していた事業者を優先して契約更新を行います。

（３）掲載場所、広告規格及び広告料

①掲載場所

・１車両につき、１事業者とします

・車両側面（２箇所）、車両後部面（１箇所）の最大３箇所

※窓ガラス、灯火類、ナンバープレート、車両表示及び市下水道事業の業務に支障があると判断した箇所には掲載できません。

②広告規格

・広告の素材は、ラッピング・フィルム、マグネットシートその他剥離が可能なものとし、車体を損傷しない材質とします。

・広告の具体的な大きさ及びデザインは、車種ごとに市下水道事業と協議して決定するものとします。

・広告には、縦３センチメートル横２５センチメートル以上の大きさで「大府市下水道事業有料広告」であることを表示するものとします。

③広告料

・車両側面（２箇所）　月額　３，０００円（税抜）

・車両側面（２箇所）・車両後部面（１箇所）　月額　５，０００円（税抜）

（４）費用

・広告の製作、設置、維持管理、撤去及び原状回復に要する費用は、事業者の負担とします。

（５）維持管理等

・広告の設置及び撤去は、市下水道事業と協議した日時に実施するものとします。

・広告の破損、剥離等が生じた場合は、事業者の責任において速やかに補修するものとします。

・広告内容に関する苦情及び第三者との紛争については、事業者が責任を持って対応するものとします。

・広告掲載により市下水道事業又は第三者へ損害を与えた場合は、事業者がその責任を負うものとします。

・広告の掲載期間中の天災その他の不可抗力による広告の毀損又は紛失及び第三者による広告の毀損、窃盗等については、市下水道事業の責に帰すべきことが明らかな場合を除き、市下水道事業はその責を負いません。この場合において、事業者は、再度広告を製作し、業務用車両に設置するものとします。

（６）掲載の取消し

市下水道事業は、次のいずれかに該当する場合は、広告掲載を取り消すことができま

す。

① 大府市有料広告掲載要綱第 11 条各号に該当した場合
② 本募集要項又は契約内容に違反した場合
③ その他、市下水道事業が適当でないと認めた場合

取消しとなった場合は、事業者は速やかに広告を撤去するものとします。

４　広告料の納付等

・広告料は、市下水道事業が発行する納付書により、納付書に記載された納期限（市下水道事業が指定する期日）までに、年度ごとに一括して納付をしていただきます。

・広告料には別途消費税及び地方消費税を加算します。

・納付済みの広告料は返還しません。ただし、市下水道事業がやむを得ないと認める場合は、この限りではありません。その場合の広告料には利子は付しません。

５　申込方法

（１）提出書類

・大府市下水道事業業務用車両広告掲載申込書（第１号様式）

・会社案内等（法人のパンフレット等、会社の概要がわかるもの）

・法人登記に係る現在事項全部証明書（個人事業主の場合は、住民票の写し）

・住所を有する市町村の法人又は個人の市町村民税の納税証明書（市外の事業所等のみ）

・広告デザイン案

・その他市長が必要と認める書類

＊ 証明書等については、発行日から３か月以内のもの

（２）募集開始日

2026 年１１月 10 日（火）午前９時から

※申し込みは、先着順で受け付けます。

※募集開始時に複数事業者の申し込みがあった場合は、車両ごとにくじ引きにて先着順を決定します。

（３）提出先及び方法

・提出先

大府市水道部水道経営課

〒474-8701

愛知県大府市中央町五丁目 70 番地

電話　0562-45-6238

E-mail　suido@city.obu.lg.jp

・提出方法

持参、郵送又は電子メール

※受付は、土曜日、日曜日、祝休日及び年末年始を除く、午前９時から午後５時まで

※郵送による申し込みについては、市到達日の最終受付とします（募集開始日前に郵送到達したものは、募集開始日の最終受付とします。）。土曜日、日曜日、祝休日、年末年始に到達したものは翌営業日の最終受付とします。

※同一車両に申込が複数ある場合は、くじ引きにより先着順を決定します。

（４）その他

・同一事業主による申込台数の制限はありません。複数の車両に申し込む場合は、車両ごとに申込書を提出してください。

６　審査

・広告内容は、大府市有料広告掲載要綱及び大府市有料広告掲載基準に基づき審査します。

・審査内容に関する問合せ及び異議申立てはできません。

・審査結果は応募者それぞれに書面で通知します。

７　広告掲載に当たっての遵守事項

・道路運送車両法その他関係法令を遵守すること。

・広告は交通の安全を阻害するものであってはなりません。

・車両点検、修繕、災害派遣作業等その他公務上必要がある場合は、一時的に広告を取り外す場合があります。

・広告掲載中であっても、市下水道事業が必要と認める啓発ステッカー等を併せて表示する場合があります。

８　その他

・大府市指定給水装置工事事業者及び大府市下水道排水設備指定工事業者については、業務用車両に広告を掲載することにより、市下水道事業と当該事業者との関係について、市民に誤解を与えるおそれがあることから、広告掲載事業者から除外します。

・提出書類は返却しません。

・対象車両の見学を希望する場合は、事前に水道経営課へご連絡ください。ただし、緊急の業務で車両を使用する可能性があるため、希望する車両を一度にすべて見学できない場合があります。

・本要項に定めのない事項は、大府市有料広告掲載要綱及び大府市有料広告掲載基準を準用します。